

銚田・大洗広域事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

制定 令和3年4月28日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、銚田・大洗広域事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（令和4年銚田・大洗広域事務組合条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(縦覧の期間等)

第3条 条例第4条第2項の規定による縦覧の期間のうち、銚田・大洗広域事務組合の休日を定める条例（令和3年銚田・大洗広域事務組合条例第1号）第1条第1項に規定する組合の休日は、報告書等を縦覧に供しない。

2 縦覧の時間は、午前9時から午後4時までとする。

(縦覧の手続)

第4条 報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書（様式第1号）に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第5条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 職員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の提出)

第6条 条例第6条第2項の規定による意見書の提出は、一般廃棄物処理施設の設置等に関する意見書（様式第2号）により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

縦覧申込書

年 月 日

銚田・大洗広域事務組合管理者 様

住 所

（法人にあつては、登記された事務所又は事業所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、事務所等の名称及び代表者名）

電話番号

銚田・大洗広域事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧を申し込みます。

縦覧年月日	
縦覧場所	
施設の名称	

